

<評価の手法等>

事業名		評価項目			評価を行う過程において過剰に使用した資料等	担当部局
		費用便益分析		費用便益分析以外の		
（ ）内は方法*を示す。		費用	便益	主な評価項目		
道路・街路事業 (消費者余剰法)		<ul style="list-style-type: none"> 事業費 維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> 走行時間短縮便益 走行経費減少便益 交通事故減少便益 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施環境 物流効率化の支援 都市の再生 安全な生活環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通センサス パーソトリップ調査 	都市・地域整備局 道路局
土地区画整理事業	道路特会 (消費者余剰法)	<ul style="list-style-type: none"> 街路整備事業費 維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> 走行時間短縮便益 走行費用減少便益 交通事故減少便益 	<ul style="list-style-type: none"> 物流の効率化の支援 中心市街地の活性化 地域・都市の基盤の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通センサス パーソトリップ調査 	都市・地域整備局
	一般会計 (ヘドニック法)	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業費 維持管理費 用地費 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地地価上昇便益 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の活性化 防火上安全な市街地の形成 土地の有効・高度利用の 	<ul style="list-style-type: none"> 公示地価 	
住宅市街地基盤整備事業 (代替法、消費者余剰法)		<ul style="list-style-type: none"> 事業費 維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備効果 ・個別の施設整備効果 ・住宅宅地供給効果 ----- ○促進効果 ・住宅宅地の供給促進による効果 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宅地事業の ・必要性 ・緊急性 ・効率性 ・優良性 ・先導性 	<ul style="list-style-type: none"> 市場家賃 公示地価 	土地・水資源局 住宅局
住宅市街地総合整備事業 (住宅市街地総合整備事業) (ヘドニック法)		<ul style="list-style-type: none"> 事業費 維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点開発型、街なか居住再生型、都心共同住宅供給事業 ＜拠点地区内＞ ・事業の実施により発生する収益 ＜拠点地区外＞ ・事業の影響による効用水準の変化 ----- ○密集住宅市街地整備型 ＜従前居住用住宅、建替促進を実施する敷地＞ ・事業の実施により発生する収益 ・建築物の不燃化による防災性の向上効果 ＜上記敷地以外の便益＞ ・事業の影響による効用水準の変化 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用転換 土地有効利用 住宅の質 計画の位置づけ ----- 延焼危険度の低減 出火危険性の低減 公共空間の確保 計画の位置づけ 良質な住宅供給 	<ul style="list-style-type: none"> 相続税路線価 公示地価 	住宅局

※効果把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要なとされる費用によって評価する方法。

消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰の変化分を求める方法。

ヘドニック法

投資の便益がすべて土地に帰着するというキャピタリゼーション仮説に基づき、住宅価格や地価のデータから、地価関数を推定し、事業実施に伴う地価上昇を推計することにより、社会資本整備による便益を評価する方法。